

平成 29 年 12 月 12 日

胎内市長 井畑 明彦 様

胎内市特別職報酬等審議会

会長 伊藤 武



胎内市特別職の報酬等の額について（答申）

平成 29 年 12 月 12 日付け胎総第 500 号で当審議会に対し意見を求められた、胎内市特別職の報酬等の額について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 市議会議員の報酬及び政務活動費の額について

当市の議員報酬の額は、県内最低であり全国的にも下位層にあること、また、次の一般選挙からの定数削減によって議員一人一人の職責は重くなり、今後益々の研鑽と議員活動の活発化が期待されることから、総費用削減を図りつつ、長らく据え置かれてきた状況も考慮し、次の任期から引上げが適当との考えに至り、具体的には、議長 365,000 円、副議長 301,000 円、議員 275,000 円との額を示す。

政務活動費の額については、人口規模が類似する県内市の平均水準にあることから、現行のまま据え置きが適当である。

2 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料については、特例による減額措置を長きに亘り実施してきたが、それぞれの職責に鑑み、条例本則に規定する給料額を受け取ることが適正であるとの考えに至り、具体的には、市長 815,000 円、副市長 635,000 円、教育長 564,000 円との額を示す。